

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に基づく第一種
使用規程の承認申請案件に対する意見募集の実施結果について
(平成16年9月8日～10月7日(カーネーション4件、トウモロコシ1件、ワタ2件及びクリーピング
ベントグラス1件))

1. 意見募集方法の概要

(1) 意見募集の周知方法

- ・関係資料を環境省、農林水産省ホームページに掲載
- ・記者発表
- ・資料の配付

(2) 意見提出期間

平成16年9月8日(水)から10月7日(木)まで

(3) 意見提出方法

郵送、ファクス又は電子メール

(4) 意見提出先

環境省自然環境局野生生物課または農林水産省消費・安全局農産安全管理課

2. 意見募集の結果(関係省に提出された意見の合計)

- | | |
|---------------|----|
| (1) 意見提出数 | 3通 |
| (2) 整理した意見の総数 | 6件 |

3. 意見の概要と対応方針について

別紙のとおり

(別紙) 「遺伝子組換え生物等の第一種使用規程の承認申請案件」に対する意見の概要及び対応方針について
 (平成16年9月8日～10月7日(カーネーション4件、トウモロコシ1件、ワタ2件及びクリーピングベントグラス1件))

該当箇所	意見要旨	対応方針	件数
1 全体について	「学識経験者の意見」を検討した結果、生物多様性影響が生じるおそれはないと判断されるので、速やかに承認されるよう措置されたい。	第一種使用規程の承認については、カルタヘナ法等に基づき聴取した学識経験者の意見のほか、カルタヘナ法第3条に基づく基本的事項及びパブリックコメント手続により寄せられた意見・情報を勘案して判断することとしています。	1
2 青紫色カーネーション4件について	予防原則を踏まえると園芸種だから影響はないとは言えない。遺伝子組換えは不安定であり、環境中において予期せぬ状態が生まれることは十分予想される。	本件については、園芸種だからという観点ではなく、学識経験者の意見にもありますように、 カーネーションには、もともと自然環境下で自生化する性質はなく、組換え体でもその性質に変化はない 有害物質の産生性について従来のカーネーションと差は確認されなかった カーネーションは花卉が密集し、雄しべ及び雌しべが覆い隠されているため、昆虫によって花粉が媒介されることはほとんどなく、さらには花粉には稔性がないかあるいは稔性が低いことが確認されており、在来のナデシコ属植物に花粉が媒介され、交雑する可能性はほとんどない という当該カーネーションの特性を踏まえた上で、生物多様性影響を生ずるおそれはないと判断しているものです。	1
3 除草剤グリホサート耐性クリーピングベントグラスについて	花粉の飛散防止は完全にはできない。栽培後に除草剤で枯らし、その場を焼き払うということだがダイオキシンの発生など環境への悪影響が懸念される。	本件については、第一種使用規程に基づき、特定の隔離ほ場で栽培を行い、調査に必要な穂は開花前から開花終了まで袋かけを行い、それ以外の穂については切除することとされており、花粉の飛散による生物多様性影響が生ずるおそれはないと考えます。 さらに、本組換えクリーピングベントグラスの栽培は、隔離ほ場の限られた	1

			範囲で行われることから、本組換えクリーピングベントグラスが耐性を有さない除草剤の施用によって枯死させ、これを焼却することにより環境への悪影響を生ずるおそれはないと考えています。	
4	〃	商品化した場合には、枯れないスーパー雑草となることが予見され、開発段階で認めるべきではない。	本件は、隔離ほ場での栽培についての承認申請であり、第一種使用規程に定められた使用の内容及び使用の方法に従って隔離ほ場で栽培を行う限りにおいて生物多様性影響を生じるおそれはないと判断されています。なお、商品化を目的とした一般環境での栽培等については、改めて承認申請の手続きが必要となりますが、その際には今回の隔離ほ場試験で確認される新たなデータ等も含め、そのような使用を前提としたデータの整備を行った上で、改めて生物多様性影響を評価することになります。	1
5	〃	草焼きバーナーは土壌表層1～2cmしか効果がなく、また灌水処理でも十分な不活化が期待できないことから、不活化のための措置を確実に実施することが必要とする学識経験者の意見に応えたものとなっていない。	申請者は、播種した種子の草焼きバーナーによる不活化処理について別途試験を実施しており、一定時間(5分程度)草焼きバーナーで処理することにより播種したクリーピングベントグラス種子の発芽が認められなかったことが確認されています。この試験の結果を基に、当該処理は、学識経験者によって種子の不活化方法として了承されています。また、試験区については、栽培終了後1年間は観察を継続し、クリーピングベントグラスの生育個体が認められた場合には適切に不活化処理が行われることとされています。さらに、これら措置の実施状況について、申請者に別途報告を求め確認をすることとしています。	1
6	コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グリホサート耐性トウモロコシ、チョウ目害虫抵抗性ワタ、除草剤グリホサート耐性及び	トウモロコシ1件、ワタ2件の食用、飼料用の使用について認めることはできない。輸入港周辺で組換えナタネが確認されており、国内で繁殖、交雑し、農家や消費者、生態系に取り返しの付かない影響を与えることは十分に予見され	トウモロコシ、ワタについては、今まで長期にわたる輸入、栽培経験がありますが、自然環境下で自生したという報告は無く、今回申請のあった組換え体についても、その性質に変化がないことが試験等によって確認されています。また、同様にこれら組換え体には害虫抵抗性、除草剤耐性が付与されていますが、そのことにより野生動植物の種又は個体群の維持に支障を及ぼすおそれはないと考えられます。こうしたことから、これら組換え体を第一種使用規程に	1

チョウ目害虫抵抗性ワタについて	る。	従って使用した場合に生物多様性影響が生ずるおそれはないとした生物多様性影響評価の結論は妥当であるという学識経験者の意見も踏まえ、生物多様性影響を生ずるおそれはないと判断しています。
-----------------	----	--